

業務委託契約書（案）

- 1 業務名 県立広島病院院内保育所管理運営業務
- 2 履行場所 県立広島病院敷地内保育所
- 3 履行期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
- 4 委託料
 - (1) 委託料
金 円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - (2) 委託料の算定については、次のとおりとする
 - ア 固定費
病児保育を含む基本保育に要する運営費
 - イ 変動費
月極園児※の人数に園児単価を乗じた額及び休日保育、夜間保育、延長保育の実績額
※月 15 日以上の利用予定（又は実績）のある園児
- 5 委託料限度額 別紙「支払内訳書」のとおり
- 6 契約保証金 免除する。
- 7 特約事項
 - (1) 業務委託契約約款第 28 条第 4 項、同条第 6 項、第 42 条第 1 号、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 1 項の規定の運用については、「委託料」とあるのは、上記「4 委託料限度額」と読み替えるものとする。
 - (2) 履行期間にかかわらず令和 8 年度以降の本契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。
 - (3) 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

発注者 住所 広島市南区宇品神田一丁目 5 番 54 号
氏名 県立広島病院
院長 板 本 敏 行

受注者 住所
氏名

1 委託料限度額

(2) 年度別内訳

※委託料限度額は、利用者が負担する保育料を減じる前の額とし、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(1) 委託料の支払は、月払とする。

(2) 各月の支払金額は、固定費及び変動費に消費税及び地方消費税として 100 分の 110 を乗じて得た額に、各月の利用者が負担する保育料を減じた額とする。